

## 平成 28 年度与党税制改正大綱について

本日、「平成 28 年度与党税制改正大綱」が決定された。

「社会保障と税の一体改革」やアベノミクスなどの政策課題を実現するため多岐にわたるものとなったが、とりわけ消費税の軽減税率については国民の負担感と社会保障財源の確保を勘案し、与党関係者による大変熱心な議論の末、取りまとめられた。平成 29 年 4 月の消費税率（国・地方）10%への引上げに当たり、今回の結論が反映されることとなるが、必要な社会保障財源を確実に確保し、都市自治体の社会保障施策に影響が生じることのないようにしていただきたい。

都市財政に影響を及ぼす主な税制改正としては、固定資産税について、償却資産課税の一部（機械・装置）に時限措置とはいえ軽減措置が講じられることとなった。本会はこれまで、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではないと求めてきており、この度の措置はあくまで今回限りの特例的なものでなければならない。我々は住民生活を守るために、今後も都市財政を支える基幹税である固定資産税が堅持されるよう、引き続き、各方面に対して理解を求めていく決意である。

また、車体課税の見直しにおいては、自動車取得税の廃止に伴い、代替財源として市町村に対する新たな交付金が創設されることとなった。また、環境性能課税の導入に当たって、条例改正や賦課徴収システムの構築に鑑み、平成 28 年度税制改正において具体的制度設計が講じられることとなったことは、評価するものである。今後、我々としても課税者として、新制度についての納税者への周知等に積極的に取り組んでまいりたい。

さらに、ゴルフ場利用税については、前年度に引き続き、税制改正の議論の俎上にのぼったことは誠に残念ではあったが、ゴルフ場所在市町村全国連盟の方々のご尽力もあり、国民体育大会でのゴルフ競技で実施する場合等は非課税としているなどスポーツ振興にも十分配慮していること等が理解され、現行制度を引き続き維持することとされた。与党関係者の方々には厚く感謝申し上げます。

なお、森林吸収源対策については、市町村が主体となった森林・林業施策を推進するための税制等の新たな仕組みを検討することとされたが、その検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえていただきたい。

平成 27 年 12 月 16 日

全国市長会  
会長 森 民 夫